

○函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例

平成24年9月25日条例第50号

改正

平成28年6月20日条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、函館圏都市計画大規模集客施設制限地区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により告示された函館圏都市計画特別用途地区において定められた大規模集客施設制限地区の区域をいう。以下同じ。)内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内の建築制限)

第2条 函館圏都市計画大規模集客施設制限地区内においては、別表に掲げる建築物は、新築し、増築し、または改築してはならない。ただし、市長が函館圏都市計画大規模集客施設制限地区の指定の目的に反しないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ函館市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、または改築する場合には、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築または改築が基準時(法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。))の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築後または改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項または第7項および法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について行われる用途の変更を伴わない大規模の修繕または大規模の模様替については、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途変更後の同項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で用途を変更する場合には、法第87条第3項において準用する前条第1項の規定は、適用しない。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反して建築物を新築し、増築し、または改築した場合における当該建築物の建築主

- (2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者，管理者または占有者
(両罰規定)

第5条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人または人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は，平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月20日条例第53号)

この条例は，平成28年6月23日から施行する。

別表（第2条関係）

劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場，ナイトクラブもしくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の2に規定する用途または店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの